ISSN　2435-6824

郷土資料室だより

鈴鹿市文化スポーツ部文化財課　第16号

館内にやぐらを組んでテントを設置し，その中で薬剤を使用して殺虫処理を行います。定期的に実施することで文化財を虫害から守ることができます。

主に紙や木でできている郷土資料室の資料にとって，最も恐ろしいのは生物被害です。大切な資料を食べてしまう害虫は、まさに古文書の天敵といえるでしょう。そこで、郷土資料室では，生活害虫・文化財害虫を出さないように，日頃の点検や清掃に加えて，定期的に燻蒸処理し，害虫の除去を行っています。

この燻蒸という作業，実は薬剤を使用するため，ほかの事務所が入っている市役所西館では実施できません。薬剤を使用することができる市内の資料館へ，郷土資料室の収蔵庫から資料を運び出して実施しています。毎回，職員総動員で行う重労働です。

今年度は，令和５年２月14日に燻蒸を行いました。今回はテイ・エステック株式会社 鈴鹿工場の皆様がボランティアとしてこの運び出しに参加してくださいました。大切な地域の宝である文化財を未来に残すために，ご協力いただき，ありがとうございました。

この燻蒸薬剤の効果は，施工時に完全に殺虫するもので，資料に残留はしません。燻蒸にご協力いただいた方，資料をご寄贈いただいた方などの思いを大切にして，日頃から害虫が寄ってこない管理をしていきたいと思います。

この郷土資料室だよりでは、郷土資料室で保管する古文書を中心とした史資料について紹介していきます。

郷土資料室
〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目18-18
Tel 059-382-9031　Fax 059-382-9071

発行/鈴鹿市文化スポーツ部
文化財課
発行日/2023年2月25日

肥田組大庄屋・服部庄右衛門の事件簿（その④）

板挟みの庄屋・佐吉郎

前号に引き続き、「服部庄右衛門覚帳」（No.370）に沿って助郷一揆の経緯を辿って行きましょう。

津藩と久居藩は本支関係（本家と分家）にあり、同一の助郷掛り大庄屋・服部庄右衛門の支配下で、四日市宿助郷定年番・佐野佐吉郎によって計二十か村がお手当金と五倍賃の配分を受けていました。（＊1）良かれと思って即座に割り付けた五倍賃の差し戻しを久居藩役所に指示された上、

「其頃者、人足之者私門外ニ押詰居申候、又村々之才判人一同私方へ罷出、人足江利解申付候へ共引取不申、是非今晩、右五倍賃受取不申候而者帰村不致と申候間、」

と追い詰められた佐吉郎は、

「右者、御役所へ差上有之御願も不申上、已前ニ相渡義者難相成筋ニ候、乍併（しかしながら）、小前（一般平百姓）之者共騒立候折柄、人気取慎（鎮）之都合ニも相成候ハヽ、曲而此方ゟ取替可申、」

と、五倍賃の立て替え払いを提案します。ところが、この苦肉の策がかえって裏目に出て、「回収した五倍賃銭を着服していた」とあらぬ疑いをかけられたため、佐吉郎の家は激しい打ち毀（こわ）しに遭うのです。

「早々取計ひ方愚考も仕候処、双方ニ怪我人出来候而者如何と奉存、居宅内ニ詰合候者役用帳面類取さらへ持候而相遁れ申候、それゟ人足之者、屋敷へ込入乱妨いたし、一旦退キ再度引返し、建具・諸道具不残破却、十分ニ乱妨いたし追々引払、」

しかも一揆勢は、佐吉郎が間一髪で難をのがれた後、再度居宅に襲来した上、

「大勢之者共ゟ口々申候ニ者、昨夜佐吉郎殿方へ罷越欠合（かけあい）中、大勢寄集り居候事故門をたゝき彼是仕候内、宅内ゟ鉄炮之音弐発いたし候ニ付、命ニかゝり候程之義ニ候ハヽ乱妨ニ及ひ候、此義を承知いたし置呉候様高声ニ而呼り、尚又、此度之一件相片付候迄、助郷人足ニ者一切得罷出不申旨申之、引取申候由、」

と、正当防衛まで主張します。庄右衛門が**「△鉄炮打候義者、佐吉郎取調不申ニ者与駐（しかと）難相分候、」**と慎重を期した通り、銃声を聞いた事は真っ赤な嘘だと発覚します（後述）。

さて、本史料巻頭に**「御代官衆御出之事、／一　山岡瑠（幡）之進殿廿六日（十月）暁八ツ時（午前二時）御着ニ相成候事、」**

「一　山岡公始何れ茂今朝ゟ佐倉村江立越、佐吉郎居宅御見分有之、」とあるように、いよいよ津藩代官による本格的な捜査が開始されます。（＊2）

表紙に「乱妨」と朱書された尾平村十六人の供述書（＊3 No.37―2）には、左記のように各々の行動が具（つぶさ）に記載されています。

「又々才判人佐吉郎殿江再談之様子ニ而、五倍賃之金高手前取替可相渡と被申候間、請取候茂同様ニ付早速引取候様、才判人ゟ口々申聞候処、誰申となく斯手詰ニ相成候故、無拠取替渡抔と申候ハ、是迄引込居候ニ相違無之、多人数之肩を盗ミ難義を為致候義、了簡難成と口々呼立、門をたゝき石を塀板囲ひを押倒し宅内江込入、」

① **兵蔵義者本家表口迄参候処、刀抜放し有之を見付、拾ひ取候而、傍之石を両三度たゝき見候処、手之内江（スイ）響キ候故同所ニ差置逃帰り申候、**

② **助四郎者同様門先ニ捨有之候刀を以、門内之松を両三度たゝき傍ニ土寄セ有之所江差置候而帰り申候、**

③ **清太郎義者宅内江入候処、脇差抜放し有之を見付あぶなく存、鞘ニ納メ候而直様（すぐさま）引取申候、**

④ **惣次郎義者二度目台所ゟ立入、鎗之折レ居候を拾ひ取、戸棚をたゝき戸を破り蒲団を引出し、門先江投捨候而引取申候、**

⑤ **長次郎義者二度目宅内江立入、座敷ニ而硝子壺を打砕き候而引取申候、**

⑥ **助右衛門義者二度目宅内江入台所江参候処、伊倉村市右衛門爛徳利差出し酒を勧め候故、一盃飲申候而、本家より裏座敷江罷越候処、菓子箪笥有之候故右菓子を喰ひ直ニ引取申候、**

⑦ **惣三郎義ハ二度目宅内江立入候処、目出し頭巾を冠り候者を始、人々あばれ居候を見請あぶなく存直ニ引取申候、**

⑧ **善吉義者、宅内ニ而障子を踏折申候而引取申候、**

⑨ **喜太郎義者宅内江入候処、柿を投け候者有之、右を拾ひ取喰候上、台所ニ有傘三本引破り罷帰り申候、**

⑩ **長五郎義者二度目宅内江入、台所ニ有傘三本引破り、右を以、其辺之壁をたゝき候而帰り申候、**

⑪ 林助義ハ、門内ニ入座敷之板囲ひ引放し、門先ニ而綿を引散し候を見請引取申候、

⑫ 忠作義、宅内江入候所、棒を投出し候者有之、右を以其辺をたたき直ニ引取申候、

⑬ 善六義、門内江入、庭之塀・瓦を竹ニ而たゝき申候而帰り申候、

⑭ 忠七義、門内ニ而綿を蒔散し候処江行合、蹴散し候而引取申候、

⑮ 惣右衛門・平次郎ハ、門先ニ而石を拾ひ打候迄ニ而直ニ逃帰り申候処、年寄又左衛門幷才判新兵衛方尾平引けくと呼立、金右衛門義、門内ニ而引取候様と制し候故、薬師堂迄帰候処、追々引取候様子ニ付、私共拾六人も前後ニ相成、夜明ケ頃帰宅仕候、」

このように、一揆とて決して十把一絡げではなく、③抜き身を鞘に納めただけの清太郎や⑦一揆勢を見て怖気づき逃げ帰った惣三郎、⑥助右衛門や⑨喜太郎のようにちゃっかり飲食していた者までおりました。

一揆勢は、翌二十四日も四ツ半時頃（午前十一時）から尾平川原へ集まって、「昨夜、寺方村壱人も出不申ニ付、押寄趣意可承と申立出掛ケ候ニ付、」「佐倉村江不参ノ断として酒幷握飯を出させ」ましたが、清太郎・惣三郎を含む六人（長次郎・喜太郎・忠作・忠七）は不参だったと書かれています。

この件は、『三重県史 通史編 近世Ⅰ』に記されている通り「関係する村々惣百姓の行動であることが百姓一揆としての正当性を担保すると意識され」、「騒動への不参がそれだけで百姓一揆への裏切りとして認識されている」という点で、他の一揆と共通する特徴を持って」いました。

現在も社会問題化している同調圧力被害は、「門内」と朱書された高角村九人の供述書（左記 No.37－Ⅰ）の「当村之儀、大郷ニ而人数ハ相応ニ御座候得共、新助郷ニ而聊出人足相勤候迄ニ付（＊4）、譬 五倍賃御下行ニ相成候而も纔之義、右ニ心ハ寄セ不申候得共、助郷村々一躰之義与申事故、一村別ニ相成候義も難出来、壱人も出不申時ハ後日如何様之難題を請候義も難計と心配仕、無拠罷出候程之事ゆへ、」という記述からもうかがえます（前号に表紙写真あり）。

（＊1）「江戸時代前期の寛文九年（一六六九）九月二十九日、津藩三十二万石余から五万石が分けられ、久居藩が成立した。初代藩主の藤堂高通（高虎の孫。兄高久は同日、津藩三代藩主となった）が家臣団に宛てた文書（法度）からも、久居藩が津藩の一部として成立した「内分」な藩であった事を強く感じさせる。」と、藤谷彰氏は「県史の情報蔵」に記されている。なお、両藩の助郷村二十か村は左記の通り。

津藩→松本・西野・佐倉・桜一色・江村・鵜河原・赤水・海老原・山一色・東坂部 久居藩→大井手・伊倉・久保田・中河原・小生・曽井・高角 両藩入組→尾平・寺方・平尾

（＊2）服部庄右衛門覚帳（No.370）によると、代官山岡幡之進は、十一月二日暁七ツ（午前四時）頃帰津するも、同月十三日夜五ツ時（午後八時）再び御着。取り調べは十四日から再開され、二十二日まで続いている。

（＊3）尾平村・兵蔵（年四十四）を筆頭に、二十代九人・三十代四人・四十代三人。二十三歳の忠作は、「去（慶応元年）十一月御調後、寅（翌二年）正月相果申候、」とある。

（＊4）高角村は宝暦十年（一七六〇）、新規に助郷に編入された八か村の一。末永村の助郷高減少分を茂福村・曽井村と共に補った。寺方村は天明五年（一七八五）七月より、日永村の代助郷（助郷村が免除された助郷高を肩代わりする）に指定された六か村の一。無期限であったため、指定の助郷村と同様になった。（『三重県史 通史編 近世2』）

三ケ条の要求

再度、「服部庄右衛門覚帳」（No.370）に沿って見て行きましょう。

同二十四日夕方、「助郷村々小前之者共」は寺方村小山へ引移り、村々庄屋共は早々引き払うよう申し付けますが、未だ一揆勢の勢いは強く、左記の願意を申し立て「この一件が片付くまで助郷人足には一切出ない」と宣言し、漸く引き取ったとあります。

「一 五倍賃銭之事、

一 問屋場（＊5）方賃銭、先年方人足才判之者江、其村々直ニ受取出人足江割賦いたし候処、近頃御通行多ニ而、問屋場方其度ニ相渡不申、一ヶ月分又ハ二ヶ月分一束ニさし、自他領年番（ここでは佐吉郎）江相渡候ニ付年番共割賦仕候処、右者前々之通問屋場より直ニ受取候様いたし貰ひ度旨申立候、

一 助郷出人足高一ヶ年分、年末自他領平均仕、勤不足之村方賃金受取、勤過之村々江配当仕候、（＊6）」

ところが、取調べが一段落した十一月二日、庄右衛門は「前段申立候ケ条、何れも取上ケ可申程之ケ条ニ無之、上を不恐次第、」「此一条相片付候迄、助郷人足ニ罷出不申旨

申立候儀者如何心得候哉、と察当（違法行為を咎める事）を以重々理解申聞候処、何れも恐入、是迄之通罷出候段申之、」と、一揆勢の要求をいともあっさり却下しています。

さらに、前章に記した通り「佐吉郎方ゟ鉄炮打出候儀も、実ハ偽りゑ旨白状ニおよひ申候、」と佐吉郎の発砲も真っ赤な嘘で、「今以発頭之者（一揆の首謀者）も相分り不申、」とあっては、本件唯一の被害者である佐吉郎は立つ瀬がありません。

「双方怪我人一切無御座、且佐吉郎宅今以紛失品相見不申候由、尤早速及見分候処、道具向ハ分通りハ相用ひ候者無之、誠ニ以大乱妨ニ御座候、」と斯くも甚大な被害を蒙って、着の身着のまま逃げ出した佐吉郎の後日談として、その口上書をご紹介したいと思います。干支（丑）のみで年号は記されていませんが、佐吉郎宅が打ち毀しに遭った慶応元年（一八六五）に、来年の年頭御礼を断ったと考えれば辻褄が合います。（No.506 写真は包紙）

「上　来年頭御礼不参御断申上　佐倉村　佐野佐吉郎」

「　奉恐口上

私儀、

来年頭御礼出勤之有無可申上旨、御触達之趣奉畏候、当時慎中ニ而、且痛所も御座候付、不参御断申上候、

右之趣乍憚宜被仰上可被下候、已上、

佐倉村

丑十二月　佐野佐吉郎（印）

服部庄右衛門殿　」

幕末困窮化の一途を辿ったのは助郷村だけではありません。石薬師宿では、問屋場のトップである問屋自身が負担に耐え切れず、慶応四年（一八六八年・九月に明治改元）二月、二通の歎願書（休役願と増役願）を信楽代官所に差し出しています（「岡田家資料」No.76・77）。文中で幾度も強調される「亥年已来の大御通行」とは、文久三年（一八六三）年・元治元年（一八六四）年・慶応元年（一八六五）と繰り返された十四代将軍徳川家茂（いえもち）の上洛を指します（前号末尾参照）。

「　乍恐以書附御願奉申上候

東海道石薬師宿問屋伊右衛門御願奉申上候、私義、不肖短才ゑもの二御座候処、格別之以思召役儀蒙仰御仁恵之段、冥加至極難有相勤罷在候処、去ル亥年已来者稀成大御通行（＊9）、引続殊更米価を始、諸色前代未聞之高価ニ而宿入用莫太相嵩、素ゟ困窮之宿方日々取賄金差支、其御筋様江品々御救助筋歎願仕、其余宿内之もの共江者臨時多分之出金為致、漸ク取凌罷在候儀ニ而、愚昧之私義行届兼心痛仕候、折柄去秋已来病気相発候処、御用多之御時節二付、強而相勤療養等も難手行追々重症ニも相趣勤兼候ニ付而者、当今之御時体不容易、重キ大御通行中御用向差支候而者奉恐入、且者療養等不行届、此上病症打重り候而者歎ケ敷（なげかわしき）次第ニも御坐候間、恐多御願ニ者御坐候得共、右養生中休役被仰付被下置候様、不顧恐此段奉歎願候、（後略）」

右

辰二月　伊右衛門（印）

信楽

御役所　」

「東海道石薬師宿問屋伊右衛門義、病気ニ付別紙休役御願申上候ニ付而者、見越之御願奉恐入候義ニ者御坐候得共、当今之御時節ニ付代り役之義者、年寄共之内思召之もの江被仰付被下置度、尚問屋彦五郎義者元来虚弱、其上持病相募候儀ニ而繁御用向相勤兼候間、恐多御願ニ者御坐候得共、伊右衛門代り役之外、増役等是又被仰付被下置度段奉願上候、右ニ付、年寄増役之儀者、小前之もの共へも申合、追而実躰之もの相撰候上御願奉申上度候間、何卒出格之御憐愍ヲ以、右之廉々御聞済被下置候様、乍恐此段以書付御願奉申上候、以上、

右宿

辰二月　町代

儀兵衛

同

半三郎

同

利兵衛

同
傳九郎
勘定立会
百性代
町代兼
権十郎
同
又兵衛
年寄
六右衛門
庄屋
平兵衛
問屋見習
邦之助
問屋
彦五郎
立入
坂弥三郎
信楽
御役所
」

（＊5）前号でご紹介しました『三重県史 通史編 近世2』P463の表によると、天保十四年（一八四三）、四日市の問屋場には、最高責任者の問屋二名（交代制）・問屋見習一名・年寄四名・肝煎十名が、公用の人馬の配置・助郷人夫の賃金会計等、一切の駅務を執り行った。

（＊6）これは、同書続きに**「右賃銀、例年初春之内ニ自他領庄屋共会談仕、右取遣之賃銀取極候義ニ而、年々賃銀少々ツヽ不同御座候、」**とあり、昨元治元年は一人に付き銀三匁七分五厘ずつ、当年は米三升ずつに取り決め試行錯誤されて来た。ところが米価が追々高値になったので、出不足の村々は出過ぎの村々より人足を借りた事にして、年々の人足勤めで清算したいと申し立てている。

付録　追分の刃傷沙汰

東海道と伊勢街道の分岐点であり、四日市宿と石薬師宿の間（あい）の宿と呼ばれた日永追分（現四日市市）は、かつては多くの旅籠や茶店が建ち並び、『東海道中膝栗毛』や『伊勢参宮名所図会』（写真参照）にも登場する名所でした。現在追分には、大鳥居（＊7）・常夜燈・道標（一基は、珍しい屋根付き灯籠型）・清めの手水所があり、県指定記念物（史跡）に登録されています。

服部庄右衛門が大庄屋に任命される以前の文政五年（1822）四月十五日、輪番で江戸城・大坂城・二条城（現京都市中京区）の警備を担当する大番衆同士の殺傷事件が日永追分で起こりました。『服部家文書』に残された左記の史料からは、助郷村側に何等越度（なんらおちど）なき事件でありながら、度重なる関係者の江戸召喚による路用金捻出に苦慮する助郷年番庄屋の実態が窺えます。

江戸幕府の職制は「役方」（文官）と「番方」（武官）に大別出来ます。「大番」は番方の一つとして幕府要地の警固を担当していました。十二組に分かれ、一年交替で二組ずつが上方在番（二条・大坂）を務めます。

二条在番の交替は四月、大坂在番の交替は八月で、『江戸幕府役職集成』（笹間良彦　雄山閣）に「その出発もすべて戦時編成で、武具、馬具一式を用意し、旅行も行軍形式を採る。すなわち一の組が先手として、番頭（ばんがしら）が組頭、番衆、与力（管理職）、同心（実働職）を率いて一日早く出発し、次に二の組の組頭や番衆、与力、同心が出発する。そして三日目に二の組の番頭が出発し殿（しんがり）（最後尾）をつとめる。」とあるように大変物々しいものでした。一組の人数は、大番頭一人・組頭四人・組衆五十人・与力十人・同心二十人の計八十五人にも上ります。

左記の上申書は、被害者・藤馬を乗せた馬士や、加害者・平蔵の駕籠人足等が、事件調査の際、証人として江戸に召喚される事を心配し、津藩領玉垣村大庄屋の森田源七宛に出されたものです。差出人の庄屋両名（与兵衛と庄右衛門）は、石薬師宿助郷の年番に当たっていました。

「　乍恐御訴申上候

一　去ル十五日、石薬師宿

二條御番

酒井但馬守様御通行ニ付、人馬御継立仕候内、右御家中御組頭春田小兵衛様御家来橋本平蔵殿・小林藤馬殿両人同道ニ而通行被致候処、藤馬殿ハ乗掛ケ（＊8）、平蔵殿ハ駕籠ニ而人足・馬士（＊9）とも御供致候所、石薬師宿ゟ四日市宿迄之間追分村之入口ニ而、平蔵殿ハ采女村ゟ歩行被致、藤馬殿乗掛ケニ乗居候を追懸ケ切かけ、余程手疵為負候ニ付、藤馬殿ニも乍手負同村立場茶屋迄逃込相倒れ被居候由、同村役人早速駈付見請候処、余程之深疵一命も危ク様子ニ付、近辺之医師も立会療治仕候由、御家中様方追々御越御評儀之上、手負藤馬殿ハ戸板へ乗セ桑名宿御泊り迄御越被成候、尚又、

小林藤馬殿乗掛ケニ乗セ候馬士（ばし）

神戸領木田村文四郎

右者、肥田村伝馬伏セ馬（てんま）ニ御座候、

橋本平蔵殿駕籠人足

川原田村

新兵衛

加右衛門

右之者召連、問屋役人桑名宿旅宿へ罷出候様被申聞候ニ付、則石薬師宿問屋役人作右衛門、人足幷馬士とも召連参候処、途中之始末御尋ニ付、前段之通申上候所、猶被申聞候ニ者、其方とも子細者無之義ニ候得者、勝手次第引取候様被申聞候ニ付、人足・馬士共引取申候、其後承り候処、平蔵殿義者手錠・とふまる（唐丸）駕籠（＊10）ニ而江戸表へ下り、藤馬殿ニハ宮宿（現名古屋市熱田区）ニ而死去被致候由ニ御座候、

右之通之義ニ御座候得者、人足・馬士共何も子細者無之候得とも、江戸表へ着之上御調之節、若為証拠御召寄ニ而も御座候哉与心配仕候、乍恐此段御注進申上候、以上、

石薬師宿附年番

川原田村庄屋

与兵衛

同

肥田村庄屋

右衛門」（No.304－1）

ところが案の定、関係者の江戸召喚が命じられた事が、「御差紙写」と記した包紙入りの呼び出し状と路用金の覚書によって分かります（左記両通）。

「尋之儀有之間、早々罷出可相届、若猶不参者、可為曲事者也、

午五月八日　和泉（町御奉行筒井和泉守）御印

勢州石薬師宿

馬士

文四郎

同宿人足

新兵衛

加右衛門

同州

日永村追分

丸屋与八後家

みき

同宿役人

作右衛門

同州

桑名宿

福嶋屋

作左衛門

同宿役人

彦十郎

孝之丞

右　宿役人　村役人　共

」（No.383）

「　覚

一　金九両

右者、此度

川原田村

新兵衛

加右衛門

木田村

文四郎

右者、肥田村伝馬伏セ馬

右三人之者、江戸表ゟ御召ニ付、路用金之内へ壱人前金三両ツヽ御渡被下、慥ニ請取申候、則当宿役人作右衛門江

相渡、諸事取賄仕候様申聞遣候、尤過不足之儀、追而罷帰候上勘定可仕候、仍而請取書如件、

石薬師宿問屋　　当番

文政五午五月　　半右衛門

川原田庄屋

与兵衛殿

肥田村庄屋

庄右衛門殿

」（No.354―2）

また、六月朔日付の口上書（No.354―1）には、新兵衛・加右衛門・文四郎が、石薬師宿問屋当番の作右衛門に伴われ、五月二十九日に石薬師宿を出立したと書かれています。

ところがその後、七月に出された口上書（No.353―1）には「江戸表江被為召候者共、着状差越候而已二而、其後何ノ様子茂不申参候二付、毎度宿方江立越宿役人江相尋候へ共、未タ何ノ様子も不申越、宿役人も不思儀二存罷有候様子二御座候、然ル処当月九日出を以、此度罷下り候宿役人作右衛門方ゟ申越候ハ、当月十二日二六御番所相済候而帰村被仰付候様子二候へハ、無難出立可仕与申事而已二而、外二何ノ様子も不申参候、」と何の音沙汰もないまま、滞在期間が一ヶ月以上に及んだのみならず、公事宿（＊―1）の駿州屋からまたもや「寄宿次第再出立せよ」との通知が届きます（左記全文 No.303）。

「尚々、此度ハ日永村幸右衛門宿御呼出二無御座候、此段御心得ため申上候、以上、

仕立飛脚を以一筆啓上仕候、秋暑之砌御座候処、弥御勇健奉恐寿候、然者、先達而町御奉行筒井和泉守（筒井政憲・文政四年から二十年間、江戸南町奉行を務めた）様ゟ御宿方高士文四郎殿・人足新兵衛殿・嘉右衛門殿并肝煎作右衛門様御呼出候処、当四月中、二条御番様御家来疵為負候節之始末御尋二付、段々御答被成、当月八日御書印形之上帰宿被仰付、尤追而御呼出之節ハ、江戸宿甚右衛門方へ被仰付候間、早々罷出候様被仰渡、依之当月十二日御出立二而、中山道通り御帰宿被成候儀二御座候、然ル所、昨十六日、右和泉守様 御番所私儀被召出、御宿方高士文四郎・同新兵衛・嘉右衛門并宿役人差添早々罷出候様、飛脚を以早々申達呼寄候様被仰付候間、則飛脚相立申候、最早飛脚着迄二者、右三人并作右衛門様も御帰宿可有之、万一帰宿無之候ハヽ、帰宿次第早々御出府着御届被成候様奉存候、右御請書、此飛脚江御渡し被遣可被下候、右申上度如斯御座候、以上、

七月十七日　　駿州屋

石薬師宿　　甚右衛門

御問屋

園田正八郎様

近藤半右衛門様

御年寄中様

追而申上候、三度便二而も間違ハ有之間敷候得共、飛脚相立候様被仰付候、大切之事ゆへ、此段仕立飛脚を以申上候、

一　作右衛門様御儀、右一件御承知之儀二付、御同人様御出府被成候方可然奉存候、万一御差合も有之候へ者、外御役人中二而も壱人御差添御出府可被成候、以上、」

こうして、付添人が与左衛門に替わった一行は八月五日に再出立、ようやく十月帰村の途につく事が出来ました。

「一　先達而御訴申上候、此度江戸表ゟ再御召之者

川原田村　　新兵衛

加右衛門

肥田村伝馬伏セ馬

神戸領木田村馬士

文四郎

石薬師宿役人

与左衛門

右四人之者共東海道罷下り候積り二而、今五日出立仕候、尤此度借用仕候金拾五両之内、右三人之者共露用（路費）金之内へ壱人前金三両宛、都合九両、外二先達而右之者共罷下り候節、露用并諸入用不足之内江金六両、都合拾五両問屋へ相渡シ請取書取置申候、追而宿役人ゟ諸入用勘定帳請取差上可申候、」（文政五年八月五日 No.354―3）

また、石薬師宿の助郷は今回の事件を踏まえ、江戸行きの路銀分担について

「割賦之儀、宿役人・惣郷御領之年番共会談仕、」「此度割賦仕候得者、以来之規矩（手本）二茂相成候得者、

一　宿方弐分五り（25％）

一　其村引請弐分五り（25％）

一　惣郷割五分（助郷全村で50％）

右之通二仕度趣申儀二御座候、」

と取り決めました。さらに、

「宿役人申候二者、馬士・人足共助郷之名前出し候而者

村々ゟ役人中御附添可被成、差候而者雑費も多分入可申候得者、其儀を相考不筋（道理に背く事）ニ者候得共、宿・人馬与申立江戸表相済申候、此儀も御考ニも預り度由申之義ニ御座候、右等ハ、全ク謝礼ニ而も申請度趣ニも可有御坐与愚考仕候、」（同年十月 No.354－4）

助郷人馬とすると付添役人の雑費が嵩むため、表向きは宿立人馬（各宿駅に常備され、次の宿駅まま人や荷物を運ぶ馬と人足）として届け出るよう御高考下さい、と年番の庄屋両名（与兵衛と庄右衛門）は締めくくっています。

（＊7）初代の大鳥居は安永三年（一七七四）、一志郡須賀瀬村（現津市の伊勢商人・渡辺六兵衛が寄進。現在の鳥居は平成二十八年、伊勢神宮伊雑宮から移建された。

（＊8）宿駅の駄馬一頭に人が一人乗り、二十貫目（約75㎏）の荷物をつけて運んだ。

（＊9）馬に荷を引かせて運ぶ事を職業とする者。

（＊10）江戸時代、重罪の囚人の護送に用いた竹籠。形状がシャモ（唐丸を入れる籠に似ている事が名称の由来。

（＊11）地方から裁判のため江戸に来る者を宿泊させ、訴状の作成など手続きの代行や弁護などを行った。

特別展開催中

☆**大黒屋光太夫記念館**では、令和四年度特別展「光太夫とはじめて物語」を開催中です。

コロナ禍により2年振りに開催となる今回の特別展は、大黒屋光太夫が帰国して230年になることを記念して「紅茶」や「サウナ」、「楽器」など、光太夫が日本にもたらした様々なモノや情報を紹介します。多くの方に光太夫の「西洋文化の紹介者」としての一面を知っていただければ幸いです。

■会期　開催中～三月十九日（日）
■入場料　無料
■ギャラリートーク　三月十日（金）十三時三十分
■住所　鈴鹿市若松中一丁目一－八
■休館日：月曜（休日の場合は開館）・火曜・第三水曜日
■問合せ　059－385-3797

詳しくはこちら→

☆**佐佐木信綱記念館**では、特別展「信綱の思ひ出づる人々」を開催中です。

令和元年度の豪雨被害やコロナ禍の影響から、3年ぶりの開催となります。今回の特別展では、明治時代に活躍した、学界・芸術界、「心の花」の門人たちとの親交の一端に触れ、信綱宛に送られた葉書や書簡などをとおして、信綱の思ひ出づる人々を紹介します。ぜひご来館ください。

■会期　開催中～三月十九日（日）
■入場料　無料
■展示説明会　三月三日（金）十三時三十分
■休館日：月曜（休日の場合は翌日）・第三火曜日
■問合せ　059-374-3140

☆**伊勢型紙資料館**では、「伊勢型紙と文様　気象」を開催中です。

四季に恵まれた日本では、季節感と深い結びつきがある数多くの気象現象について、古来より様々なデザインが作られ、生活の中で活かされてきました。この企画展では、雨や雲、雪、陽炎など気象にまつわる伊勢型紙の文様を集めました。われわれの祖先は、生活に密接に関わる気象現象を生活の中のデザインとして取り入れ、身に纏い、祈りをこめてきました。形のないものをも図案化する日本人の観察力と表現の細やかさをご覧いただきたいと思います。

■会期　開催中～五月位まで
■休館日：月曜（休日の場合は開館）・火曜・第三水曜日
■入場料　無料
■問合せ　059-368-0240